

変更事項別提出書類一覧【訪問型サービス事業所】

	変更事項	変更届出書	付表 (付表1)	登記事項 証明書	運営規程	資格証(写)	勤務形態 一覧表 (変更月分) (参考様式5)	備考 (その他提出が必要な必要書類等) ◎注意事項等
1	事業所の名称	○	○		○			
2	事業所の所在地 (移転)	○	○		○			<input type="checkbox"/> 図面(参考様式1) <input type="checkbox"/> 写真(外観・内部の様子)
3	事業所の電話番号、 FAX番号※1	○	○		△※1			※1 運営規程に記載がある場合は提出が必要
4	事業所の専用区画、 レイアウト	○	○					<input type="checkbox"/> 図面(参考様式1) <input type="checkbox"/> 写真(変更箇所)
5	管理者	○	○			△※2-1	△	※2-1 他の資格要件が必要な職務を兼務している場合は提出が必要 ◎現管理者の『婚姻等による氏名変更』又は『住所変更』のみの場合でも届出は必要(資格証・勤務形態一覧表は不要) ◎管理者、サービス提供責任者または生活援助事業責任者以外の従業者の変更については、届出は不要
6	サービス提供責任者 または 生活援助事業責任者	○	○※3-1			○※3-2	△	※3-1 付表1に記入しきれない場合 <input type="checkbox"/> サービス提供責任者一覧(付表1別紙) ※3-2 減員の場合、資格証不要 ◎現サービス提供責任者または生活援助事業責任者の『婚姻等による氏名変更』又は『住所変更』のみの場合でも届出は必要(資格証・勤務形態一覧表は不要) ◎管理者、サービス提供責任者または生活援助事業責任者以外の従業者の変更については、届出は不要
7	運営規程 ①営業日、営業時間 ②従業者数※4	○	○		○		○	※4 運営規程で定めている従業者の『数』に変更がある場合のみ届出が必要
8	③通常の事業の実施地域 ④利用料※5	○	○		○			※5 日常生活費等の変更の場合のみ届出が必要 (介護報酬に係る費用については届出は不要)
9	法人 ①名称(商号変更のみ) ②住所 ③電話番号・ FAX番号 ※6 ④代表者の住所 ⑤代表者の変更 (ふりがな・生年月日) ※7	○		○				吸収合併・事業譲渡等は新規申請 ※6 ③電話番号・FAX番号の変更のみの場合は登記簿謄本は不要 ※7 ⑤代表者の変更の場合 <input type="checkbox"/> 介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式7) ◎代表者以外の役員等の変更については届出は不要 ◎代表者の変更の場合、氏名のふりがな、生年月日も記入 ◎同時に複数事業所の届出を提出する場合、登記事項証明書の原本は1部(他は写)で可

○主な変更について記載しています。変更の状況により上記に記載がない書類についても提出をお願いする場合があります。

○届出の控えに区の收受印が必要な場合、以下もご提出ください。(郵送提出の場合)

- ・届出の写し
- ・返信用封筒(切手要)

○提出した変更届出書類一式は、写しを時系列にファイリングする等し、届出状況を適切に管理してください。

◀提出先▶ 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係 事業所指定担当

電話(直通)03-5273-4568 FAX 03-6205-5083